

○肥飼料等の依頼分析（鑑定）に関する規則

昭和23年2月12日規則第11号

改正

昭和34年7月1日規則第50号
昭和37年8月3日規則第71号
昭和44年7月16日規則第68号
平成3年3月26日規則第13号
平成6年3月31日規則第84号
平成7年3月31日規則第33号
平成11年3月30日規則第25号
平成12年3月31日規則第82号
平成17年3月29日規則第108号
平成22年3月30日規則第16号
平成26年3月28日規則第42号
令和元年6月25日規則第15号

神奈川県肥料分析手数料徴収条例第5条の規定により神奈川県肥料依頼分析（鑑定）規程をここに公布する。

肥飼料等の依頼分析（鑑定）に関する規則

第1条 肥料、飼料又はこれらに関係あるものの分析又は鑑定を依頼しようとする者は、分析（鑑定）依頼書（第1号様式）を作成し、供試品を添え神奈川県農業技術センター所長又は神奈川県畜産技術センター所長に提出しなければならない。ただし、分析又は鑑定上必要あるときは所要事項を記載した書類を依頼書に添付させることがある。

第2条 供試品の数量は500グラムとする。但し必要があるときは、その数量を増加することがある。

第3条 分析又は鑑定の依頼者には、分析（鑑定）証明書（第2号様式）を交付する。

第4条 分析又は鑑定の供試品に残余があつても、これを返還しない。

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和22年12月1日からこれを適用する。

附 則（昭和34年7月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年8月3日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年7月16日規則第68号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

2 この規則に規定する各規則のこれらの規定による改正後の規定は、当該規則の各規定の施行の日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。

3 この規則施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月26日規則第13号)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則（中略）に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成6年3月31日規則第84号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。
- 3 この規則（第2条から第5条まで、第9条及び第12条の規定に限る。以下同じ。）による改正前の各規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則 (平成7年3月31日規則第33号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日規則第25号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則 (平成12年3月31日規則第82号抄)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年3月29日規則第108号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(肥飼料等の依頼分析（鑑定）に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 15 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成22年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成26年3月28日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。 (後略)

(様式の作成に係る経過措置)

12 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

第1号様式 (第1条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第2号様式 (第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

第1号様式（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

分析（鑑定）依頼書

年　　月　　日

殿

住所又は所在地

氏名又は名称

次のとおり定性（定量）の分析（鑑定）を依頼します。

- 1 依頼品名
- 2 分析（鑑定）を要する成分又は事項
- 3 製造者又は販売者の住所及び氏名
- 4 分析（鑑定）の目的

備考 依頼品名の欄には、商標又は保証票のあるものは、これを記入してください。

第2号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

分析（鑑定）証明書

依頼者住所又は所在地

氏名又は名称

依頼品名

年　　月　　日分析（鑑定）依頼のありました上記依頼品の分析（鑑定）の結果を次のとおり証明します。

年　　月　　日

印

備考　定性分析の場合は成分の無有又は痕跡を記載し、定量分析の場合は原品100分中の成分含量を記載すること。